

やさしい版

インターネットの利用を巡る 青少年の保護の在り方に関する ワーキンググループ

課題と論点の整理

令和7年12月

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ 課題と論点の整理

もくじ

はじめに	02	課題と論点について	14
「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」について	03	7. 課題と論点をまとめたよ!	14
1. インターネットに関する法律って?	03	今後の進め方(第7次計画に向けて)	15
2. こどもが安全・安心にインターネットを使うための計画をつくったよ(第6次計画について)	04	8. これからどう進めるの?	15
3. 問題解決のために議論するよ	05	付録: 知っておくべきインターネット利用の注意点	16
4. こどもの意見も聴いたよ!	06	こどもたちに知ってほしいこと①	16
ワーキンググループでの議論の様子	07	こどもたちに知ってほしいこと②	17
5. 議論の中で大切にしたこと①	07	付録: インターネットを安心・安全に使うために	17
議論の中で大切にしたこと②	08	困ったときの相談先	18
議論の中で大切にしたこと③	09	上手にインターネットを使うために	19
ワーキンググループで決定された基本的方向性について	10	終わりに—保護者の皆さまへ	20
6. 話し合いの結果① 基本的な対応を考えよう	10		
話し合いの結果② みんなで危険からこどもを守るよ	11		
話し合いの結果③ さらに技術を高めるよ	12		
話し合いの結果④ こどもも大人も危険性を理解するのが大事	13		



はじめに

本冊子は、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用するために、子どものインターネット利用に詳しい大人たちが話し合いをした内容をまとめたものです。話し合いの中では、子どもの意見も聴いて取り入れています。

より多くの子どもたちに、話し合いの結果を知ってもらい、正しく安全にインターネットを使ってもらえればと考えています。

話し合いの結果を踏まえた取組は、まだ始まったばかりですが（詳しくは [15 ページの「これからどう進めるの？」](#) をご覧ください。）、みんながインターネットを安全・安心に使うためには、インターネットを使う人も含めた一人一人が、重要な役割を果たすことが求められます。

話し合いの結果と、この冊子の最後（[16 ページ](#)から [17 ページ](#)まで）の「子どもたちに知ってほしいこと」を読んで、みなさんもお友だちや周りの大人と上手なインターネットの使い方を話し合ってみてください。



インターネットに関する法律って？

こどもから大人まで、現在の私たちの生活にかかせないものが、インターネットです。

しかし、使い方を間違えると、思わぬトラブルにまきこまれることがあります。

日本では、平成20年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」をつくり、国・都道府県や、携帯電話・インターネットに関係する会社が、こども（※1）が安全にインターネットを使えるよう取り組んできました。



※1 ここでいう「こども」は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」における「青少年」（18歳に満たない者）と同じ意味です。

こどもが安全・安心にインターネットを使うための計画をつくったよ（第6次計画について）

この法律にもとづき、こどもが安全に安心してインターネットを使えるようにするため、国は基本計画を作りました。令和6年9月に決定された第6次計画（※2）では、

こどもが、自分で正しくインターネットを活用できる力を育てること

「フィルタリング」（※3）などの技術によってこどもを守ること

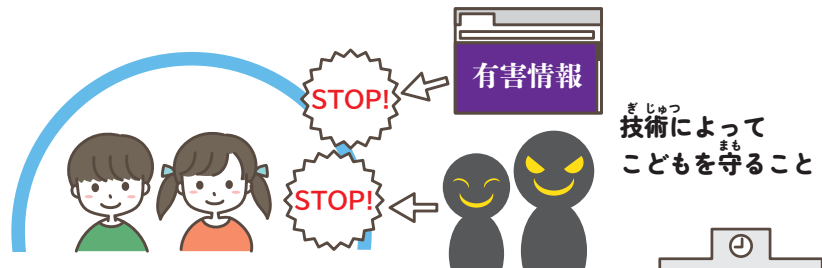
「親子のルールづくり」や学校の授業など、教育によってこどもを守ること

の3点を、特に重要なこととしました。

※2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）

※3 フィルタリングとは、こどもにとって良くない情報をインターネット上で見られないようにする仕組みです。

こどもが、自分で正しくインターネットを活用できる力を育てること



教育によってこどもを守ること



問題解決のために議論するよ

しかし今でも、子どもにとって良くない情報が、インターネット上の子どもが目にするところに残っています。SNSが登場したり、スマホデビューする年齢が低くなったりしている一方で、インターネットを通じて被害にあう子どもや、反対に、いじめなどの加害行為をしてしまう子どもがいます。多くの子どもたちが、ネットいじめ、詐欺などの犯罪、偽・誤情報、アダルト広告、消費者トラブルなどのリスクに直面しているということです。



こうした問題について話し合うため、インターネットにかかわる国の機関（府省庁）は、子どものインターネット利用に詳しい人たちと一緒にワーキンググループを作りました。子どもが安全に安心してインターネットを使えるようにするための課題と論点の整理（問題と、その問題に対応するために、何を考える必要があるかの整理）をして、国がこれからどのようなことを考え、取り組んでいくべきかを議論しました。



こどもの意見も聴いたよ！

インターネットに関する議論にこどもの意見を取り入れるため、令和7年5月～6月、「こども若者★いけんぷらす」を活用して、対面とアンケートの「いけんひろば」（意見を聴く機会）を実施しました。

小学4年生から高校生年代までのこどもたちから意見を聴き、その結果をワーキンググループに伝えてさらに話し合い、「課題と論点の整理」をまとめました。



こども若者★いけんぷららって
何をやるの？



こども若者★いけんぷらすは、こどもや若者が様々な方法で自分の意見を表明し、社会に参加することができる取組です。大人中心となっていたこの国や社会を、こども・若者のみなさんの意見を聴いて、こども中心に変えていくチャレンジです！

この取組に参加して、こども・若者にかかわる様々なテーマについて広く意見を伝えてくれる「ぷらすメンバー」を大募集しています！

参加するにはこちらから→



議論の中で大切にしたこと①

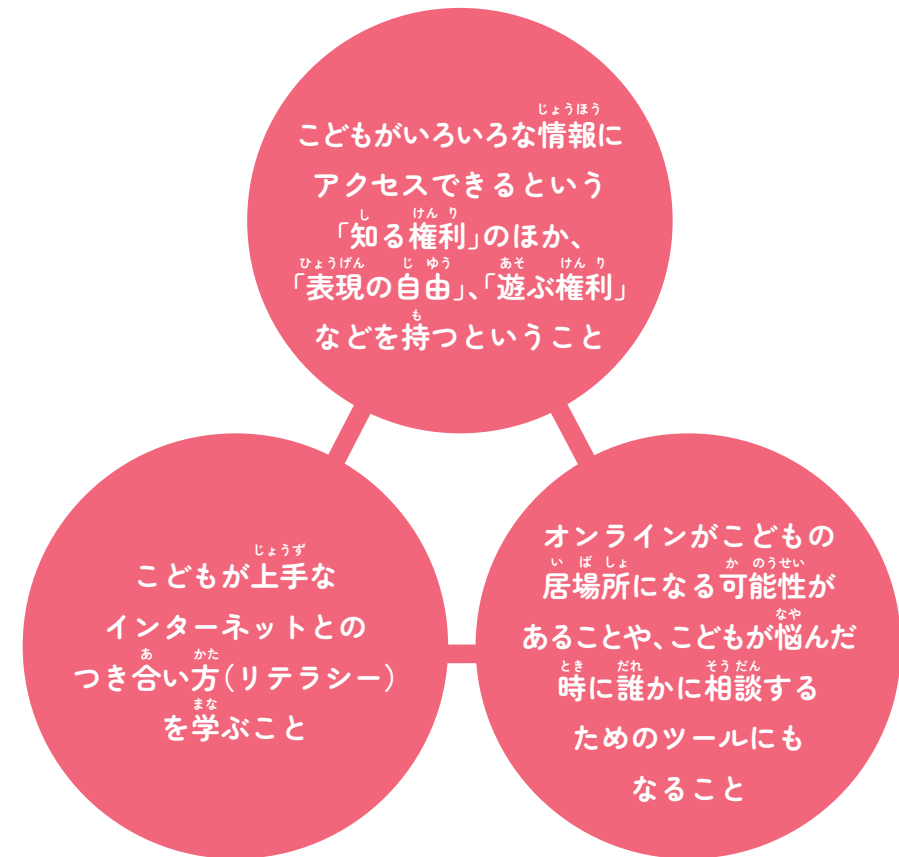
ワーキンググループでは、次のことを大切にしながら話し合いをしました。

① 子どもがインターネットを利用することについて考えるとき、子どもの安心・安全を一番に考え、全ての子どもがずっと幸せな生活を送れるように（ウェルビーイングの実現）、インターネット環境を整えるべきではないか。

このとき、子どもを守ることと、知る権利などの子どもの権利やインターネットの良い面とのバランスをどう考えるか。



インターネット活用に関する権利・良い面の例

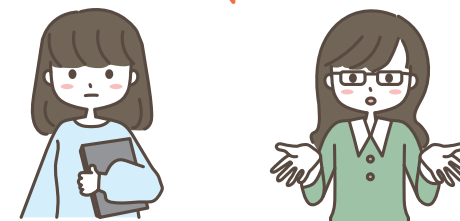


議論の中で大切にしたこと②

②インターネット上には子どもにとって危険なものもあるので、SNSなどのデジタルプラットフォーム（※4）を提供している会社を含め、もっと多くの人々が協力して、いろいろな方向から、総合的に対応することが良いのではないか。このとき、今の法律では足りない部分がないかを点検して、法律で対応することが必要かどうかとも考えるべきではないか。



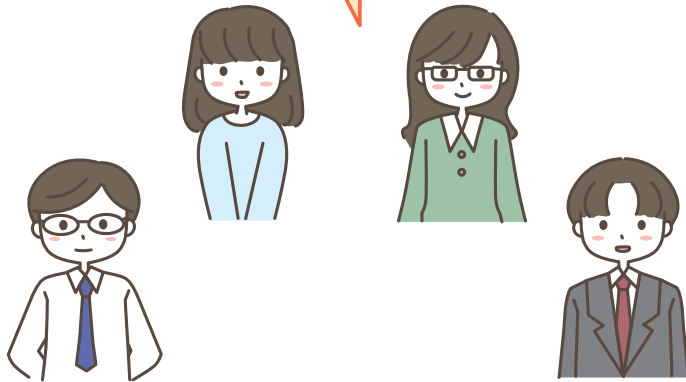
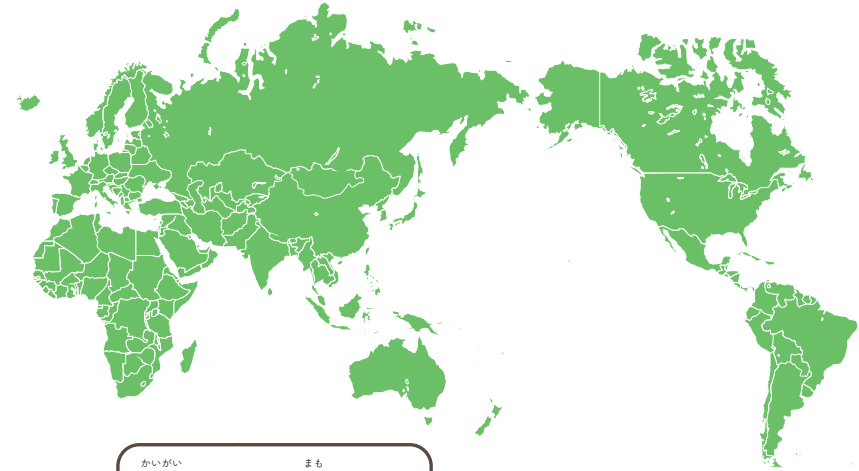
③子どもの安全・安心を守る取組のうち、何を優先するのか、またどういうことを目指すのかを考えると考えるべきではないか。



※4 「デジタルプラットフォーム」とは、インターネット上で人と人、人と会社、会社と会社を結びつける場やサービスのことです。たとえば、検索、SNS、動画や音楽の視聴サービス、インターネット通販などです。
(参考：総務省 情報通信白書 for Kids『暮らしを支えるインターネット「プラットフォームって何？」』)

議論の中で大切にしたこと③

④ 海外では、インターネット上の子どもの安全をどのように守っているのかなどを調べた上で、関係する府省庁がそれぞれの役割に応じて協力をして、みんなで考えていくことが重要ではないか。



海外では子どもを守るために
どんなことをしているか
調べて参考にしよう

みんなで協力してそれぞれの
府省庁でできることを
やっていきましょう！



話し合いの結果① 基本的な対応を考えたよ

ワーキンググループでは、国は次のようなことを目指しながら、具体的な取組を考えていくべきだと、結論づけました。

① 基本的な対応

○子どもの年齢や成長によって利用できるアプリ・サービスなどや、利用できる時間を法律で決めることよりも、子どもの年齢と成長にふさわしいものが提供されるようにする。

○そのために、

- 例えば、SNSを使用する時に年齢確認をするかどうかも含めて、もっと多くの人々が、子どもの安全のために取組をする。

- 子ども自身が自分で情報を選ぶことができるなどの力（リテラシー）を伸ばすなど、いろいろな方向から総合的な対応をする。

○今の法律では足りない部分がないかを点検して、法律で対応することが必要かどうかもある。



話し合いの結果② みんなで危険から子どもを守るよ

② 受信するリスクと送信するリスク

○今の法律では、携帯電話会社はスマートフォンなどを使う人が子どもかどうかを確認するよう決められている。その上で、子どもが使うスマートフォンなどには必ずフィルタリング機能をつけることになっている（保護者がいないと言った場合は除く）。これを、全ての携帯電話会社がきちんと守るようにする。

○SNSなどのデジタルプラットフォームを提供している会社を含めたより多くの人々が、子どもにとって良くない情報から子どもを守る方法を考える。

○子ども自身がひどい悪口や自画撮り写真などを送信してトラブルや被害にあってしまわないように、今の法律や取組で足りない部分を見つけ出し、SNSやアプリストアなどの会社を含めたより多くの人々が何をすべきなのかを考える。

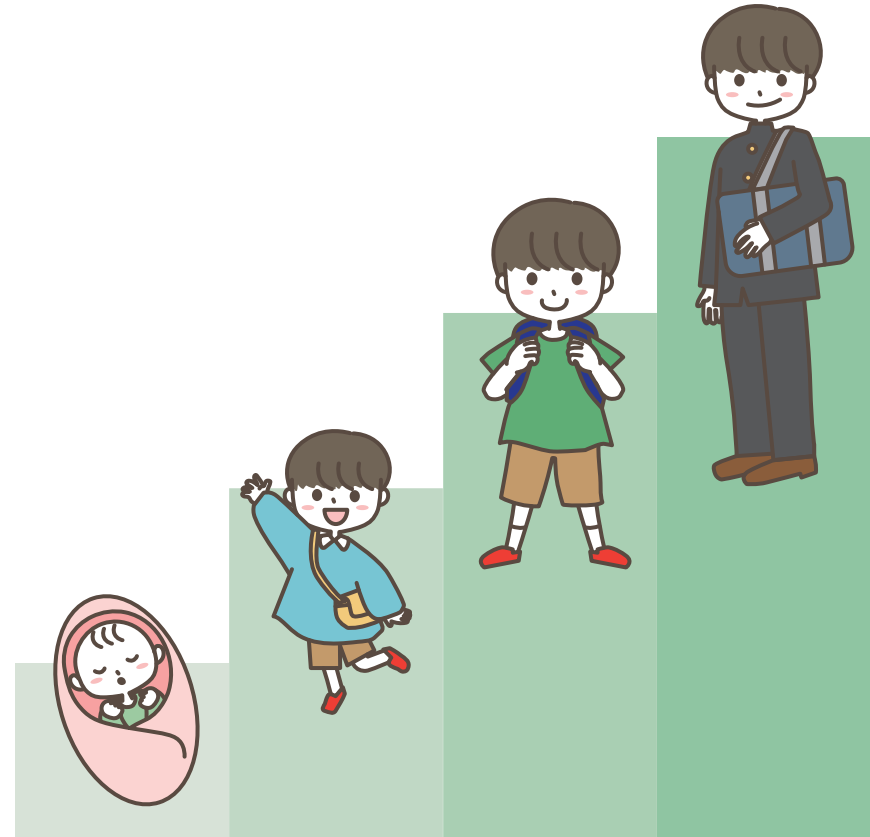
○そのときに、外国にある会社のことも考えて、必要などときには外国とも協力をするなど、効果のある方法を考える。

話し合いの結果③ さらに技術を高めるよ

③ 技術を高めることと、こどもの年齢に合った内容が届くようにすること

○いろいろな会社が競争しあうことで、今のフィルタリング以外にも、こどもが安全に安心してインターネットを使えるよう、より良いものが作られるようにする。

○こどもに対して、その子の年齢に合った内容が届くために、誰がどんなことをすればよいのか考える。



話し合いの結果④ こどもも大人も危険性を理解するのが大事

④ こどもの被害への厳しい対処

○こどもを被害から守るために、こどもに対する犯罪などにしっかりと対応をする。



⑤ 保護者やこどもに届く広報・啓発

○社会全体でこどもの安全を守るために、また、こども自身の力（リテラシー）を伸ばすために、国と民間の人々が協力して、保護者やこどもにちゃんと届くようメッセージを発信する。



課題と論点をまとめたよ！

課題は8つ、その論点も整理したよ

○経済協力開発機構や国際連合（どちらも、日本を含めた世界の国が話し合い、協力し合うための組織です。）で話し合われた結果も参考にしながら、日本の子どもたちが安全・安心にインターネットを使えるようにするため課題を8つにまとめ、それぞれの論点も整理しました。

8つの課題(かだい)

課題
01

リスクの多様化への対応
青少年インターネット環境整備法

課題
02

リスクの多様化への対応
民間の会社などの取組

課題
03

コンテンツ・リスク
アダルト広告など、子どもに有害なおそれがあるもの

課題
04

コンダクト/コンタクト・リスク
闇バイト、いじめなど

課題
05

消費者関連リスク
インターネット関連の消費者トラブルなど

課題
06

横断的リスク
生成AIなど

課題
07

横断的リスク
低年齢化、長時間利用など

課題
08

広報・啓発

これからどう進めるの？

全ての子どもが幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、関係する府省庁がそれぞれ何をするか考えます。

こども
まんなか

子ども家庭庁は、「司令塔」になって、それぞれの取組がどのくらい進んでいるかを点検します。
また、必要なときには、子ども・若者や、保護者の意見も取り入れながら進めていきます。

STEP 1

全部のことを一度にはできないので、「早くできること」と、「時間がかかること」に分けて、いつ何をするか決めます。

STEP 2

できることからすぐに取組を進めながら、最後は、令和8年に、それぞれの府省庁が考えた具体的な取組内容を取りまとめます。

STEP 3

これを、令和9年に作る予定の、第7次基本計画に盛り込んで、それぞれの府省庁がしっかりと進めていきます。

STEP 4

子どもが被害者にも加害者にもならず、安全に安心してインターネットを利用できる社会を目指します。

子どもたちに知ってほしいこと①

○インターネットは、子どもを含めたみんなの生活を便利にし、人々をつなげ、世界を広げることができます。

○一方、インターネット上には、子どもにとって良くない情報がたくさんあり、また、子どもを傷つけ、犯罪に巻き込もうとする大人もいます。

○自分の思ったことをたくさんの人々に向けて発信することができるので、その内容によっては、思いもよらないトラブルを引き起こしたり、誰かを傷つけてしまったりすることがあります。

○そのほか、自分の力でインターネットの利用をやめられなくなるなど、心と体に良くない影響があることについても心配されています。



子どもたちに知ってほしいこと②

○私たち大人も、みなさんの安全・安心を守るために
何ができるかを一生懸命考えて、できることから始
めていきます。

○みなさん自身も、どうすれば上手にインターネット
と付き合うことができるのかをよく考え、おうちの
人や友達と話し合ってみてください。



こま
困ったときの相談先

い ほう ゆうがいじょうほう そうだん
違法・有害情報相談センター

インターネット上での違法・有害情報に関する相談窓口です。相談は無料です。



<https://ihaho.jp/>

まもろうよ ころろ (厚生労働省)

電話やSNSで悩みを相談できる窓口を紹介しています。



<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

でん わ そうだんまどぐち じんけん ばん
いじめなどの電話相談窓口【子どもの人権110番】

0120-007-110

メールやLINEでも相談できます。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



こども そうだんまどぐち もんぶ かがくしょう
子供のSOSの相談窓口 (文部科学省)

電話やSNSで相談できる窓口を紹介しています。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

ひ ぼうちゅうしょう
誹謗中傷ホットライン

誹謗中傷の削除などの対応を促す通知を行っています (相談対応は行っていません)。



<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

しょうねん そうだんまどぐち とどう ふ けんけいさつ
少年相談窓口 (都道府県警察)

犯罪被害、家庭・学校での問題などの相談を受け付けています。



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

じょうず 上手にインターネットを使うために

ふきゅうけいはつ しゅう かていちよう 普及啓発リーフレット集（こども家庭庁）

ほ ごしゃむ
保護者向けに、インターネットの
つか かた づく
使わせ方やルール作りのヒント、
そうだんまどぐち しょうかい
相談窓口などを紹介しています。



<https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/leaflet>

じょうほう かくしゅう もんぶ かがくしょう 21MORAL 情報モラル学習サイト（文部科学省）

じょうほうしゃかい ひつよう
情報社会で生きていく上で必要な
じょうほう
情報モラルについて学ぶことが
できます。



<https://www.mext.go.jp/moral/#/>

インターネットトラブル事例集

じっさい お じょう
実際に起きたインターネット上での
じ れい とお たいおうさく
トラブル事例を通して、対応策や
よぼうさく しょうかい
予防策を紹介しています。



https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！

オンラインカジノについての
ちゅうい かんき けんきょ じ れい けいさい
注意喚起や、検挙事例を掲載して
います。



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html>



終わりに — 保護者の皆さまへ

政府では、こども家庭庁が中心となって関係府省庁が連携し、こどもたちが安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、さまざまな取組を行っています。

令和6年9月9日のこども政策推進会議において決定された第6次基本計画においては、

- ・ **青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進**
- ・ **フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進**
- ・ **「親子のルールづくり」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進**

の3点を特に留意すべき観点として掲げ、一層の取組を推進してまいりました。

しかしながら、インターネット上には青少年の健やかな成長を著しく阻害する情報が氾濫している実情があり、SNSに起因する事犯の被害児童数も依然として高水準にあります。また、青少年自身が誹謗中傷等の加害行為を行ってしまう事案も顕在化しているほか、実在する児童の性的ディープフェイク等の新たな問題も生じています。こうした状況を踏まえ、有識者と関係府省庁から成るワーキンググループにおいて、インターネット利用を巡る青少年の保護の在り方に関する課題と論点を取りまとめました。本冊子は、これの主要部分をこどもにも分かりやすく編集したものです。

保護者のみなさまにも、ぜひ本冊子をきっかけに、インターネットとの上手な付き合い方について、お子さまと話し合っていたいただければと思います。

やさしい版

インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ 課題と論点の整理